

様式第2号（第9条関係）



令和7年3月25日

尾花沢市議会議長 殿

会派名 市政研究会

代表者（無会派議員）名 青野 隆



調査研究報告書

次のとおり政務活動事業を実施しましたので報告します。

事業名	調査研究先進地視察
期 日	令和7年 2月26日（水） ～ 2月27日（木）
主な利用 交通機関	JR新幹線、在来線
実施場所	① 2/26 東京都 永田町（議員会館） ② 2/27 " 多摩市（愛和小学校）
調査研究 内 容	①各省庁が所管する新制度等について、制度に関する 研修と意見交換を実施した。 ②食育と農業の大切さを学ぶ「食農教育」を学んだ。 ※ 詳細は別紙のとおり。
参加者	青野 隆一、伊藤 浩、鈴木 由美子、土屋 範晃

※添付書類：所感等を任意様式にまとめ添付する

東京都多摩市立愛和小学校の『食べられる校庭』

青野隆一

東京都多摩市にある愛和小学校を視察しました。11年前に、東愛宕小学校の廃校に伴って開校した、全校生徒302名、全12クラスの都市部としては小規模校です。多摩市では、独自の教育目標として、2009年から「2050年の大人づくり」をキャッチフレーズに、ESD「持続可能な開発のための教育」を推進しています。この学校の特徴は、校庭に田んぼや菜園があり、全校児童が各学年別にさまざまな農作物を栽培しています。特に5年生は、ライスプロジェクトと称し、田起こし、代かき、田植え、草取り、稲刈り、はぎがけ、脱穀、籾摺りの作業をした後、藁を活用したしめ縄づくり、自分たちで育てた米を炊飯して食べています。

最初は、学校給食の改善も視野に入れながら「食べられる校庭」と呼ばれる食育菜園を校庭につくろうという『エディブル・スクールヤードジャパン』の支援でスタートしました。しかし現在では、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える地域学校協働活動として集まる愛和小サポーターズの皆さんに支えられています。皆さんの「好き」や「趣味」・「得意」の力を、参加できる日・参加できる時間・参加できる場面を選べるようにして随時募集しています。具体的な活動としては、花壇サポーター、図書サポーター、そして野菜作りなどを支援する菜園サポーターがあります。後期、菜園では、春から育ててきた野菜や稲などを収穫して食べます。五感を使い、さまざまなことを感じて学ぶ体験授業では、いつも違った新たな気づきがあり、ワクワク・ドキドキしながらのサポートをしているそうです。

私は、大都会の小学校の校庭に田んぼがある光景を目の当たりにして、大変感動しました。本市の小学校でも、福原小学校の田んぼアート、宮沢小学校の米作り、常盤小学校の大根栽培など素晴らしい菜園活動が行われています。しかし、関わる時間は限定的であり、学校給食など食育としての位置づけの弱さもあるように感じます。米、スイカ、そば、和牛などの農業を基幹産業とする本市にとって、子供たちの農業経験が、将来就農にまでつながるような、特色ある、ふるさと愛を育むための教育の一環として取り入れていくべきと考えます。本市最後となる統合小学校にも、各学年ごとの菜園が作られる計画ではありますが、愛和小学校のような多くの市民から協力と支援を受けるサポーター制度づくりも含め、エディブル・スクールヤードの理念を導入した『日本一の食農教育』を目指すよう提言していきたいと思えます。

過疎地域持続的発展支援交付金制度について

青野隆一

2月26日午前10時から、参議院議員会館B102会議室において、総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室 門間邦彦課長補佐を講師に、過疎地域持続的発展支援交付金制度について勉強会を開催しました。

過疎地域の要件は、市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定され、現在の過疎関係市町村は885団体、全市町村の51.5%となっています。人口では9.3%の1,167千人、逆に面積は63.2%の238,675km²で、過疎法に基づく主な支援策としては、

- ① 過疎対策事業債（令和7年度5,900億円 充当率100% 元利償還の70%を交付税措置）
- ② 国庫補助金の補助率嵩上げ（統合に伴う公立小中学校の整備等）
- ③ 税制特例（所得税・法人税にかかる原価償却の特例）

適用期限は令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）ということです。

過疎地域は、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面しています。過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業は、このような課題に対応するため、集落移転、定住促進団地整備及び遊休施設等の有効活用などの支援を通じ、集落等の維持・活性化を図ることを目的とするものです。

特に、過疎地域遊休施設再整備事業は、過疎地域に数多く存在している廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行なうものです。事業主体は、過疎地域市町村等で、交付率1/3以内で、過疎債の活用と合わせれば2割の一般財源で整備することができます。来年度からの空き校舎を活用した地域の拠点施設づくりに取り組むべきと考えます。

1. 水田活用直接支払い交付金の今後について

伊藤 浩

説明者 農林水産省 埤野 俊介 大臣官房政策課 課長補佐

農林水産省 菊池 拓也 水田農業対策室 専門官

水田活用直接支払い交付金については、一昨年2月にも勉強会を行った経過がある。この時は、所謂「水張り5年」が具体的に示された年であり、これに対する農家の方たちから反論の声と農政の将来に対する不安の声が高まっていた。その後、「畑地化促進事業」が示され、短時間の中で慌ただしい申請手続きが行われてきた。今回の勉強会では「水田活用直接支払い交付金制度」の再度の見直しが行われる事を受けて実施して頂いたものである。農業政策は昔から「ネコの眼農政」と言われてきたが、今回の説明の中でも「本当に将来を見据えた農業政策なのか」と疑わざるを得ない内容が多くあった。令和9年度からの畑地化促進事業は大きく変わる事になる。水田のみを特化した事業から、畑地も含めての有効活用政策に転換される様である。詳細未定の部分はあるが、現状の畑地化促進事業は大きく見直しとなる。

2月26日 13時15分～13時45分

地域経済活性化に向けた施策の紹介

経済産業政策局地域経済産業政策課 課長補佐兼

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官補佐 小西良太郎氏

【概要と所感】 鈴木 由美子

地方創生の最大の目的は、地方経済が良くなることと活性化にあると考え
る。総理大臣は「地方創生」を掲げているが、そのためにどのような政策をす
ずめるのか。特に東北地方に今後力をいれて行く産業とは何か。

山形県は景気動向指数 DI を見ると全産業ベースで常に下位に位置し、長期
に渡り経済が低迷している。こうしたことから、山形県に大きな投資や雇用拡
大につながる政策を打ち出されるよう念願している。

今回は、「地域未来投資促進法の概要」や「地域未来牽引企業選定による支
援措置」、今年度からの取り組みである「プラットフォーム構築による新事業展
開等支援事業」「地域の人事部」支援事業の説明があり、各自治体の魅力 UP、
創意工夫で人材確保の努力をしないと企業の誘致は難しいとのご意見であっ
た。最もであるが、先に産業創出することで地域の魅力向上に繋がり、人が集
まるのではないかとも思う。

「地域経済牽引事業計画」を申請する上では、地域の特性を生かして高い付加
価値を創出することとなっており、付加価値創出額を示さなければならない。
また、地域の事業者に対する経済的な効果も要件にある。

本市を振り返ってみるとあらゆる産業や地域特性をはじめ、このような企業
振興策への興味や理解がどの程度あるのか疑問に感じる。後日、企業振興室に
確認したところ、数年前に前担当者が取り組んだ申請案件があるとのこと。そ
の時期に「地域未来牽引企業」事業にも取り組み、市内企業3社が選定されて
いるが、その後の働きとして、国の事業に取り組んできたことを生かし発展さ
せていないことが残念である。本市では企業の課題として人材不足を挙げてい
るので、是非今年度から開始の「プラットフォーム構築による新事業展開等支
援事業」及び「地域の人事部」支援事業に積極的に取り組んで頂きたい。更に
地域の魅力をどう倍増させていくか自治体の創意工夫に期待したい。

2月26日 13時45分～14時30分

二地域居住制度の説明と活用した移住事例

国土交通省国土政策局地方政策課 地域づくり活動推進官 酒井達朗 氏

【概要と所感】 土屋 範晃

移住定住施策は、過疎地域などが仙台や東京といった都市に勝ったうえで一番にならなければならず、居住地を選ぶ側からしてもずっと住むという覚悟を決めなくてはいけないことなどからあまり進んでいない現状がある。

主たる住所を持ちながら、別の地域に住むという二地域居住は、移住定住に比べてハードルが低いことに加えて、二地域居住先にも防災面や商業面、地域活動の維持などといった様々なメリットがある。

新潟県津南町では、二地域居住による医師確保の事例がある。医師のなり手が多い都市部においては、若手医師の報酬が地方に比べて低い。都市部と地方との二地域居住によって、都市部の生活や人脈を維持しつつ、地方勤務によって高い報酬を得ることができている。また、都市部の若手医師では経験できないような大きな裁量のある仕事や病院経営への参画などが貴重な機会となっている。

本市の中央診療所においても医師確保は重要な課題である。今後の医療体制の維持・発展や、その他の様々な産業の担い手確保においても、この二地域居住制度の活用が切り札になり得ると感じたところである。

2月26日 14時45分～15時30分

地域における移動の足の確保に向けて

国土交通省 総合政策局地域交通課 課長補佐 津田裕亮 氏

【概要と所感】 土屋 範晃

コロナ禍が明けても、バスやタクシー等の利用は戻っておらず、「地域の足」や「観光の足」を担っている自治体や交通事業者等の連携によって地域交通を守らなければならない現状である。

国土交通省では、補助金の運用を柔軟にし、交通空白の解消に向けて、官民の共創、交通事業者間の共創、多様な分野との共創の3つの共創による地域交通の「リ・デザイン」を進めている。

本市においても共創 MaaS に取り組んでおり、地域自らのデザインによる交通再編を試みている。また、市内のタクシー会社が日本版ライドシェアにも取り組んでおり、先進事例として紹介されている。集落が点在する本市の地域特性を踏まえたうえで、市民の移動の足を絶やさず、便利にする取り組みを実施していく必要性を感じた。